

【改正前】

別表第3(第7条関係)

雨水流出抑制施設の設計基準

雨水排水流出抑制施設は、中川・綾瀬川流域整備計画に基づき
、開発面積に応じて次に掲げる対策基準を満たす施設を設置しなければならない。

開発面積	対策基準
0.05ha以上1ha未満	500t/ha
1ha以上	700t/ha+湛水量

※ただし、開発面積1ヘクタール未満の場合は、「2. 雨水排水流出抑制量の算定」により算出することができる。

【改正後】 ※赤字部分を改正

別表第3(第7条関係)

雨水流出抑制施設の設計基準

雨水排水流出抑制施設は、特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)に基づく中川・綾瀬川流域水害対策計画により、開発面積に応じて次に掲げる対策基準を満たす施設を設置しなければならない。

開発面積	対策基準
0.05ha以上1ha未満	500t/ha
1ha以上	700t/ha+湛水量

※ただし、自己居住用の専用住宅を目的とした開発行為等は、「2. 雨水排水流出抑制量の算定」により算出することができる。

2. 雨水流出抑制量の算定

(1) 処理すべき雨量は、次の式により算定すること。

$$Q = C \times I \times A \times T$$

Q : 処理すべき雨量 (m³)

C : 流出係数

開発区域内の土地利用形態	流出係数
屋根	0.9
アスファルト舗装	0.8
透水性舗装	0.5 ※
間地	0.3
緑地	0.2

I : 時間雨量 0.05 (m/hr)

A : 開発区域の土地利用形態別の各面積 (m²)

T : 時間 1 (hr)

※単位設計浸透量により算出する場合は、流出係数を「1.0」とすること

【解説】

「2. 雨水流出抑制量の算定」による雨水対策抑制量の計算は、開発敷地 500 m²未満、及び自己居住用の専用住宅を目的とした開発行為等のみに適用できる。開発敷地が 500 m²以上である非自己居住用の専用住宅(いわゆる分譲住宅)、長屋、共同住宅、店舗、倉庫、工場、社会福祉施設等の雨水計算に適用できないため、青枠部分を使用し雨水対策抑制量を算出する必要がある。